

事故処理基準

令和6年1月22日
令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目次

- 第1章 総則
- 第2章 事故等の発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当事業所の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当事業所の運航中の船舶に係る（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（５）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- （１） 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）。
- （２） 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- （３） 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。
- （４） 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害。
- （５） 前記（１）～（３）の事象に至るおそれの大きかった事態。

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者補助者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「非常連絡表」により最寄りの海上保安署等に行うものとする。
- 3 運航管理者補助者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び営業所、事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者補助者の判断で、運輸局等及び海上保安本部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

あばしりネイチャークルーズ 非常連絡票

船 名 チパシリ
船舶衛星電話
備付携帯電話

あばしりネイチャークルーズ	
安全統括管理者	
運行管理者 兼 船長	
運行管理補助者	

営業所（業務委託事業所）	
（一社）網走市観光協会	
網走市南3条東4丁目5-1 みなと観光交流センター内 電話：0152-44-5849 FAX：0152-44-5844	
会長	
専務理事	
事務局長	
職員	

海上保安部	
最初の通報	118
網走海上保安署	
網走市南5条東6丁目 電話：0152-44-9118 FAX：0152-61-2080	

北海道運輸局関係	
北見運輸支局	
電話：0157-24-7581 FAX：0157-61-8248	
釧路運輸支局	
電話：0154-51-0057 FAX：0154-51-0124 時間外：	
北海道運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官	
電話：011-290-2773 FAX：011-290-1031 時間外：	

網走警察署	43-0110
網走消防署	43-2221
網走市役所	44-6111
航空自衛隊	43-3666

医療機関	
網走厚生病院	43-3157
網走中央病院	44-8611
後藤田医院	44-6811
網走記念病院	61-0101
桂ヶ丘クリニック	61-6161

その他関係機関	
網走漁業共同組合 漁業無線局	43-3386

<<非常連絡事項>>

- 全事故等に共通
①船名 ②日時 ③場所
④事故等の種類
⑤死傷者の有無
⑥救助の要否
⑦当時の気象・海象

<<事故処理組織>>・総指揮：小林万里

- ・運行管理者の業務
①事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、他救難に必要な事項に関する事。
②旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理他旅客対策に関する事。
③被災者の親近者への連絡及び世話、報道関係対応（発表を除く）

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名
- ②日時
- ③場所
- ④事故等の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときは d 項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 －船舶衝突の場合－ ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合－ ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④船体、機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときは d 項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取、殺人傷害暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の際諸及び経緯 ③被害者の指名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	①事故の発生状況 ②死傷者又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が構すべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1） 海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故の対する早急な救護
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2） 不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（経営代表者のとるべき措置）

第7条 経営代表者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 経営代表者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに、経営代表者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
経営代表者	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理補助者 若干名	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の対応（発表を除く。）救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航補助管理者）は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、事故の処理後、関係海上保安署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

運賃及び料金の適用方法

令和6年1月22日
令和7年3月21日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

I 運賃の適用方法

1. 旅客運賃

旅客運賃は、旅客が1回乗船する場合に適用する。

2. 小児旅客運賃

(1) 次の旅客には小児旅客運賃を適用する。

イ、小学校に修学している小児

ロ、大人に同伴されずに、又は団体(以下(3)で説明)として乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児

ハ、大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの

(2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に修学していない小児(団体として乗船する者を除く)の運賃であって大人1名につき1人分は無料とする。

(3) 上記(1)のロでいう団体とは、学校教育法第1条の養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第7条の保育所に所属する生徒等で、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された旅客が乗船する場合に適用する。

(4) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は、切り上げ5円未満は切り捨てる。

3. 貸切運賃

貸切運賃は、船客人数に関わらず船舶が1回運航するごとに適用する。

II 旅客運賃の割引

1. 旅客運賃の割引は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者に対する旅客運賃

身体障害者及びその介護者に対する旅客運賃の割引は、次に定めるところによる。

イ、適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

①第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ)視覚障害1級から3級及び4級の1

(ロ)聴覚障害2級及び3級

(ハ)肢体不自由

- ・ 上肢 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
- ・ 下肢 1 級、2 級及び 3 級の 1
- ・ 体幹 1 級から 3 級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・ 上肢機能 1 級及び 2 級
 - ・ 移動機能 1 級から 3 級

(ニ)心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

- ・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1 級、3 級及び 4 級
- ・ ぼうこう又は直腸の機能障害 1 級及び 3 級
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 1 級から 4 級

(ホ)前各号の障害の種類を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

②第 2 種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ)視覚障害 4 級の 2、5 級及び 6 級

(ロ)聴覚又は平衡機能障害

- ・ 聴覚障害 4 級及び 6 級
- ・ 平衡機能障害 3 級及び 5 級

(ハ)音声機能、言語機能又はそしやく機能障害 3 級及び 4 級

(ニ)肢体不自由・上肢 2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級

- ・ 下肢 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
- ・ 体幹 5 級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・ 上肢機能 3 級から 6 級
 - ・ 移動機能 4 級から 6 級

(ホ)ぼうこう又は直腸の機能障害 4 級

(注)上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号による。

ロ、適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

①身体障害者手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「身体障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。

②介護者については、身体障害者 1 名について当方において介護能力があると認めた介護者 1 名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃の割引の内容は次のとおりとする。

①身体障害者及び第 1 種身体障害者本人と介護者の旅客運賃については、5 割引とする。
ただし、第 2 種身体障害者は本人のみ 5 割引とし、介護者については割引を適用しない。

(3) 知的障害者に対する旅客運賃

イ、適用方法

昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に分ける。

①第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの

②第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記①以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの）

ロ、適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

①療育手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「知的障害者乗船漕賃割引申込書」を提出した場合に限る。

②介護者については、知的障害者1名について当方において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃の割引の内容は次のとおりとする。

①知的障害者及び第1種知的障害者本人と介護者の旅客運賃については、5割引とする。

ただし、第2種知的障害者は本人のみ5割引とし、介護者については、割引を適用しない。

（4） 被救護者に対する旅客運賃

イ、適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者という」）及びその付添人に適用する。

①児童福祉法第17条の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

②生活保護法第38条の保護施設

③社会福祉事業法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

④少年院法第1条の少年院及び同法第16条の少年鑑別所

⑤犯罪者予防更正法第18条の保護観察所

ロ、適用条件

①本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。

ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

②被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当方において付添が必要と認めた場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃を、5割引とする。

（5） 精神障害者に対する旅客運賃

イ、適用方法

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

①第1種精神障害者とは、「精神保健福祉法施行令（昭和25年5月23日政令第155号）」第6条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が、1級及び2級の者。

②第2種精神障害者とは、上記イ以外の者をいう。（精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が、3級の者。）

ロ、適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

①精神障害者保健福祉手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「精神障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。

②介護者については、精神障害者1名について当方において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ、割引の内容

旅客運賃の割引の内容は次のとおりとする。

①第1種精神障害者の旅客運賃については、本人と介護者の旅客運賃を5割引とする。ただし、第2種精神障害者は本人のみ5割引とし、介護者にあつては、割引を適用しない。

(6) 勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生に対する旅客運賃

イ、適用方法

次に掲げる勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生に適用する。

①労働基準法の適用を受ける事業所若しくは事務所(以下「事務所」という)に雇用される者(以下「従業員」という)又は事業所以外の箇所に、家事労務のために雇用される者(以下「家事使用人」という)であつて、次の各号に該当するものをいう。

(イ)年齢が15歳以上20歳未満の者

(ロ)就職に際して住所を移転した者

②社会教育法の規定により開設した勤労青年学校の学校生

ロ、適用条件

次に掲げる代表者から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。

①勤労青少年が従業員の場合は、当該事業所の代表者

②勤労青少年が家事使用人の場合は、都道府県労働局(厚生労働省設置法の定めるものをいう)の局長

③勤労青年学校の学校生の場合は、市区町村の教育委員会の代表者

ハ、割引の内容

旅客運賃を2割引とする。

2. 運賃の割引で2つ以上の割引条件に該当する場合は、重複して適用しない。

3. 貸切運賃については、割引の適用をしない。